

下呂市告示第 37 号

下呂市公共下水道事業計画変更案の縦覧

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項の規定により、下呂市公共下水道事業計画の変更をしたいので、同法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 3 条の規定により次のとおり公告し、当該下水道事業計画の変更案を縦覧に供する。

なお、当該下水道事業計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が終了する日までに下呂市長に対し、文書をもって意見書を提出することができる。

令和 3 年 2 月 17 日

下呂市長 山内 登

- 1 下水道事業の名称
下呂市公共下水道事業
- 2 予定処理区域
下呂市公共下水道事業計画図書において表示するとおり
- 3 完成予定年月日
令和 7 年 3 月 31 日
- 4 縦覧場所
下呂市役所 生活部 上下水道課
- 5 縦覧期間
自 令和 3 年 2 月 17 日
至 令和 3 年 3 月 2 日